

1. 背景

本評価は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成 26 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項¹に基づき、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（以下「平成 30 年度」という。）の株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うものである。

機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とし、法に基づき平成 26 年 10 月 20 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構が、活動原資の大半が国からの出資である官民ファンドであることを踏まえ、以下の点に留意している。

- ① 支援決定等の実績
- ② 国土交通大臣が認可した収入・支出予算を適正に執行しているか
- ③ 法第 24 条第 1 項に基づき国土交通大臣が定める株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に従って適切に支援決定を行っているか
- ④ 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づく検証の一環として設定した KPI を達成しているか

¹ 第 36 条第 1 項 国土交通大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2. 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

平成 30 年度末までにおける機構の支援決定案件の件数等の推移を表 1 に示す。なお、以下に記載する支援決定に係る実績は国土交通大臣認可時点で計上している。

表 1. 平成 30 年度までの支援決定等の実績

	支援決定額	実投融資額	年度末 借入金残高	支援決定件数
平成 26 年度	0 億円	0 億円	0 億円	0 件
平成 27 年度	117 億円	87 億円	0 億円	3 件
平成 28 年度	88 億円	21 億円	0 億円	3 件
平成 29 年度	322 億円	155 億円	0 億円	6 件
平成 30 年度	325 億円	236 億円	0 億円	12 件
累計	852 億円	499 億円	0 億円	24 件

平成 30 年度は、機構による支援決定を 12 件行った（うち 4 件は支援決定済み案件への追加支援）。単年度で支援決定額が約 325 億円、実投融資額が約 236 億円となっている。その結果、機構は設立から平成 30 年度末までの累積で、支援決定が 24 件（前年度末比 2.0 倍）、支援決定額が約 852 億円（同約 1.6 倍）、実投融資額が約 499 億円（同約 1.9 倍）となり、着実な案件積上げを行っていると思われる。

しかしながら、機構は未だ財務自律的な会社運営に至る途上段階にあるところ、引き続き優良な投資資産を積み上げるとともに、ハンズオン支援等による支援決定案件の適切な管理・運営による収益の早期確保及び拡大を目指すことが期待される。

(2) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている（法第 30 条第 1 項）。また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている（法第 32 条）。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

① 収入予算の執行

<出資金>

平成 30 年度の出資金収入は、政府出資金が 156 億円となっている。政府出資金が収入予算額を下回っているのは、支援決定案件数や案件規模が当初想定を下回ったためである。

なお、機構の予算である産業投資枠に対する執行率が低いのは、共同出資者との案件形成に時間を要したこと、また、景気変動に伴う経済状況の変化や相手国政府の状況の変化で民間事業者の事業化の検討が必ずしも当初想定どおりに進捗しなかったこと等により、機構の支援決定に至らなかったためである。引き続き優良な支援決定案件を積み重ねることが期待される。

<借入金>

借入金の実績はない。

表2 主要な収入データ

単位：千円

科目	収入予算額	収入決定済額
(款) 出資金収入	63,900,000	15,600,000
(項) 政府出資金	63,900,000	15,600,000
(項) 民間出資金	-	-
(款) 借入金	69,300,000	-
(款) 事業収入	-	1,810,818
(款) その他収入	-	3,652
合計	133,200,000	17,414,470

② 支出予算の執行

<出資金>

平成30年度の支援決定件数は12件（平成29年度6件）、支援決定額は325億円（同322億円）と平成29年度と比較して増加しており、着実な案件の積み上げを実施している。今後とも優良な投資資産を積み上げていくことが期待される。

なお、個別案件への投融資に際しては、案件の払込スケジュールに併せて産投出資金払込みを申請しているため、設立当初に受け入れた運営資金分を除けば、基本的に機構に対する出資額と機構による実投融資額は一致しているが、分割出資や相手国政府の状況の変化による手続きのスケジュールの変更等のために、実投融資が翌年度へ持ち越しとなって、機構に対する出資額と実投融資額に乖離が生じることがある。

<事業諸費>

事業諸費の執行額は予算額を下回っているが、これは、平成30年度の支援決定件数が当初の想定件数よりも少なかったためである。その支出は、機構が策定した予算の範囲内かつ機構の会計規程等に沿って適正になされたものであることから、適切なものと評価される。今後は、引き続き優良な案件の着実な積み上げを図るため、事業諸費の有効な活用を期待する。

<一般管理費>

役職員給与の支出実績額が予算額より低い、これは認可予算時点で想定されていた定員 60 名と実員 49 名（平成 31 年 3 月 31 日現在）の差異による必要費用の減少が主たる要因であり、問題は認められない。

一方で、機構による支援決定件数の増加が見込まれることから、ハンズオン支援やモニタリング体制の充実等による管理・運営の強化、支援決定前の案件審査等の迅速かつ適切な実施のために、優れた人材の確保を進めることが必要である。

表 3 主要な支出データ

単位：千円

科目	支出予算額	支出実績額
(項) 出資金	133,200,000	23,067,648
(項) 貸付金	-	550,973
(項) 事業諸費	2,627,539	1,391,456
(目) 事業諸費	142,549	3,845
(目) 調査費用	2,297,930	1,281,026
(目) 旅費	116,107	106,585
(目) 支払利息	70,983	-
(項) 代位弁済費	-	434,570
(項) 一般管理費	1,984,438	1,396,006
(目) 役職員給与	993,611	696,261
(目) 諸謝金	41,618	21,896
(目) 事務費	946,605	670,458
(目) 交際費	2,000	455
(目) 退職給与引当金繰入	744	812
(目) 固定資産取得費	-	6,124
合計	137,811,977	26,840,653

以上により、平成 30 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

なお、今後は、機構において優良案件に対する支援決定を着実にを行い、支援の実行により予算が着実に執行されることを期待する。

(3) 支援基準との適合性

機構が平成 30 年度に支援決定を行った 12 案件については、金融やエンジニアリングの有識者からなる事業委員会が、社外監査役である弁護士の意見を聞きながら、支援基準に

照らして適切に案件選定を行った。今後も、民間企業からの案件相談への対応や支援決定に向けた案件審査など、出資等に向けた活動を適切に行っていくことを期待する。

なお、機構が従うべき基準は以下のとおりとなっている。

① 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

<p>(1) 政策的意義</p>	<p>① 海外市場への事業者の参入の促進 ② 機構による支援が有効 ③ 我が国の外交・対外政策との調和 ④ 環境社会配慮 それぞれの支援基準について、適合している。</p>
<p>(2) 民間事業者のイニシアチブ</p>	<p>① 海外展開に意欲のある事業者への後押し ② 民間事業者からの出資等の資金提供が行われると見込まれる ③ 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施する ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならない（ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない） それぞれの支援基準について、適合している。</p>
<p>(3) 長期における収益性の確保</p>	<p>① 適切な経営責任を果たすことが見込まれる ② 長期的な収益が見込まれる ③ 事業終了時における資金回収が可能となる蓋然性が高い ④ あらかじめ撤退に関する関係者間の取り決めを行っている それぞれの支援基準について、適合している。</p>
<p>(4) 他の公的機関との関係</p>	<p>他の公的機関（JBIC、JICA、NEXI 等）との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われている。</p>

② 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

<p>(1) 運営全般</p>	<p>・我が国の民間企業による交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、12件の支援決定を行った。</p>
<p>(2) 投資規律の確保</p>	<p>・機構の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムに関する事項を定めた「内部統制システム基本方針」及び情報管</p>

	<p>理の適正を確保するための体制等を定めた「情報セキュリティ対策基準」を策定している。</p> <p>・支援決定した案件の内容をホームページに掲載する等、適切な情報開示を行っている。</p>
(3) 機構の長期収益性	<p>・資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行った。</p> <p>・モニタリング及びポートフォリオ管理に関する事項を定めた「モニタリング管理規程」を策定し、同規定に基づいた運営を行っている。</p>
(4) 機構への民間出資者等との関係	<p>・機構への民間出資者等について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切な構成であると認められる。</p>
(5) その他	<p>・国土交通省と連携しつつ業務運営に取り組んでいる。</p>

(4) KPI の達成状況

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議にて設定したKPIの達成状況については、下記のとおりであり、成果目標を達成している。

評価項目	KPI	成果目標	実績 (平成31年3月末)
収益性	<p>機構全体の長期収益性 (総支出に対する総収入の比率) ※機構発足から概ね15年を経過するまでは、資本金等に対する純資産の割合を参考情報として記載</p>	1.0倍超	(参考情報)資本金等に対する純資産の割合は約0.89
民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果	機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率	2.0倍超	3.2倍
海外市場への参入促進	支援案件に参加する日本企業数	10社/年以上	12社
	新規海外・地域進出企業数	1社/年以上	1社
	我が国に蓄積された知識、技術及び経験の活用状況 (案件ごとに活用状況を1~3点の総合点数評価し、その平均値を用いる)	平均2.0点以上	2.8点

「機構全体の長期収益性」は、総収入に対する総支出の割合をKPIとして設定しており、EXITが出るまで公表しないとしているが、国民に対する説明責任を果たすという観点から、参考情報として資本金等に対する純資産の割合を付記することとしている。

3. 総括

平成 30 年度においては、合計 12 件、約 325 億円の支援決定が行われ、約 236 億円の出資が実行された。平成 30 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。今後も予算等を有効に活用し、引き続き優良な投資資産の積上げを期待する。

また、平成 30 年度に支援決定を行った全 12 件については、支援基準に適合した事業であるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に照らして特段の問題は認められず、機構の業務は KPI の達成を目指して実施されていると評価される。

以上を踏まえ、支援決定等の実績、収入・支出予算の適切な執行、支援基準の適合性及び KPI の達成状況等の機構の業務の実績について問題は見受けられないと評価する。

(参考)

事業概要 (12 件) (支援決定に係る大臣認可時点)

① ベトナム・ホーチミン近郊ウォーターポイント都市開発事業

項目	実績
支援対象事業者	(1) サウスゲート都市開発 (西日本鉄道及び JOIN で設立する J-SPC) (2) Southgate Joint Stock Company (J-SPC が出資する現地事業会社)
認可日	平成 30 年 8 月 24 日
支援内容	認可額 : 約 19 億円
事業概要	ホーチミン中心部から南西約 30 km のロンアン省において、タウンハウス、二戸連棟式住宅、住宅戸建用地及び公共施設等を整備する事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	① 施工管理及び竣工後の運営管理を日本企業が行うことで、我が国の優れた建設管理ノウハウ、アフターサービス等の宣伝効果が期待される。 ② 機構の出資により、大規模分譲住宅事業に伴う長期的な運営リスクの軽減が図られる他、許認可等の取得や、運営期間を通じた現地政府との交渉の円滑化に寄与し、事業の円滑かつ安定的な運営に寄与することが見込まれる。 ③ インフラシステム輸出戦略及び未来投資戦略に位置づけられるインフラシステム輸出に貢献。 ④ 専門業者を活用して確認したところ、重大な影響を与える懸念はないと判断。
(2) 民間事業者のイニシアチブ	① 機構の出資により、大規模分譲住宅事業に伴う長期的な運営リスクの軽減等が図られ、また、許認可等の取得や、運営期間を通じた現地政府との交渉の円滑化に寄与することから、西日本鉄道の海外展開の後押しとなる。 ② 西日本鉄道が出資。 ③ 西日本鉄道の海外における事業展開の歴史は浅く、ベトナムにおける初めての単独での戸建住宅を中心とした大規模都市開発事業への参画となる。一方、JOIN はすでに複数の都市開発事業に参画しており、それら事業のモニタリングで得られた販売や建設管理に係る知見を、適宜本事業の計画策定・事業運営に反映させていく。

	<p>また、本事業はホーチミン市中心地区へのバス運行を伴う TOD 型都市開発事業であり、バス運行に係る許可取得等に関し越政府との調整が必要になった場合には、GtoG の協議も含めて、調整の支援を行っていく。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① 機構が J-SPC を通じて現地事業体に事業参画し、適切なモニタリングを行い、事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>② 専門業者による市場調査等のデューディリジェンスを行った結果、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書において、撤退に関する取り決めを行う。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

② 米国・代替ジェット燃料運搬・供給事業

項目	実績
支援対象事業者	<p>(1) JAL、丸紅及び JOIN により設立する J-SPC</p> <p>(2) Fulcrum Bioenergy, Inc. (J-SPC が出資する現地事業会社)</p>
認可日	平成 30 年 8 月 24 日
支援内容	認可額：約 9 億円
事業概要	一般廃棄物から代替ジェット燃料を製造、航空機へ専用のに運搬・供給する事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① JAL の持つ航空燃料エンドユーザーとして顧客サイドの要求事項への対応ノウハウ、丸紅の持つ燃料ターミナルの運営ノウハウを活用し、エアラインの要求を満たすバリューチェーンを実現する。</p> <p>② 廃棄物を原料として代替ジェット燃料を供給する初の案件へリスクマネーの供給。</p> <p>③ 日本企業の持つノウハウを活用した事業を海外で展開することを支援。</p> <p>④ 一号プラントについては現地環境許認可取得済み。二号プラント以降も、同様の環境基準で建設、運営を行う。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 廃棄物を原料として代替ジェット燃料を供給する初の案件へリスクマネーの供給。</p> <p>② JAL、丸紅が出資。</p>

	<p>③ 機構から J-SPC へ職員を派遣予定。JAL、丸紅と連携を図り、ジェット燃料の供給・運搬ノウハウを適切に移転していく。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① Fulcrum 社へ職員を派遣し、適切な事業運営体制を確保する。</p> <p>② 代替ジェット燃料を普及促進する制度が整いつつあり、需要は今後大きく成長することが想定される。</p> <p>③ 株主間協定書にて、株式譲渡による資金回収法手段を確保予定。</p> <p>④ 株主間協定書において、撤退に関する取り決めを行う。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

③ タイ・アマタナコン複合開発事業

項目	実績
支援対象事業者	<p>(1) フジタシンガポールと JOIN により設立する J-SPC</p> <p>(2) Thai-Japanese Amata 社 (J-SPC が出資する現地事業会社)</p>
認可日	平成 30 年 12 月 18 日
支援内容	認可額：約 6 億円
事業概要	<p>本件事業は、バンコクから南東に約 60km のチョンブリ県に位置するタイ最大規模の工業団地であるアマタシティ・チョンブリ工業団地（以下「同工業団地」）において、ホテルの建設・運営及び公共施設としてバスターミナルを整備する事業である。</p>
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 大和ハウス工業グループが培ってきたホテル誘致に関する知見を、本件を通じて初めてタイ市場へ展開する。 ホテルはオークラニッコーホテルマネジメントが運営。質の高いサービス提供を通じて、同工業団地に進出する本邦企業（450 社超）の事業環境を向上する。</p> <p>② 機構が出資することにより、都市機能整備を図るアマタと、タイ市場での都市開発事業拡大を企図する大和ハウス工業グループとの円滑な事業推進を支援し、両社の強固な関係づくりに寄与する。</p>

	<p>③ インフラシステム輸出戦略において目標としている質の高いパートナーシップが目指す、アジアにおける民間資金とノウハウによるインフラ投資に貢献する。</p> <p>④ 当該国基準及び法令に則った環境影響評価・影響低減策が実施される計画。現在のところ環境社会配慮上重大な影響は予見されない。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 機構の出資が、大和ハウス工業グループが培ってきたホテル誘致に関する知見の展開や、フジタのタイにおける初の都市開発事業の展開を後押し。</p> <p>② フジタシンガポールが機構と共同して現地事業会社への出資を行う。</p> <p>③ シンガポールに設立する J-SPC 及びタイに設立する TJA 社に機構からの役員を派遣し、民間事業者と適切に連携しながら、政策的意義の実現を図っていく。</p> <p>機構は TJA 社の実務的な意思決定を担う経営委員会にも委員を派遣し、経営上の重要事項決定に関与することで、適切な事業運営を図る。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① J-SPC 及び TJA 社に機構から役員を派遣し、適切なモニタリングを通じて、事業を効率的・効果的かつ着実に実施する。</p> <p>② 専門業者による市場調査や、プロジェクトマネージャーである大和ハウス工業による本件事業対象地周辺の日本企業へのヒアリング等を踏まえ、長期的な収益が見込まれると判断。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間協定書において撤退に関する取り決めを行う予定</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

④ ロシア・ハバロフスク国際空港整備・運営事業

項目	実績
支援対象事業者	(1) 双日、JATCO 及び JOIN により設立する J-SPC (2) MAX 社 (J-SPC が出資する現地事業会社)
認可日	平成 30 年 12 月 18 日
支援内容	認可額：約 1 億円

事業概要	ロシア・ハバロフスク空港における新国内線ターミナルビルの整備・運営及び既存国際線ターミナルビルの運営を行う事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① JATCO が国内空港運営で培ってきた高度な空港ターミナル運営能力を、本件を通じて初めて海外市場へ展開していくことで、本邦空港関連事業者の積極的な海外進出を促進していく。</p> <p>② 機構の参画により、タリフ改正時等において現地政府との交渉が円滑化されることが期待される。</p> <p>③ 本案件は対露「8項目の協力プラン」のうち「6. 極東における産業振興、アジア太平洋地域に向けた輸出基地化」の具体的案件の一つであり、日露の経済協力関係を強化。</p> <p>④ 専門業者を活用し、重大な影響を与える懸念はないと確認。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 機構がタリフ改定時等を中心とした事業リスクの低減及び量的補完を図ることが、海外空港ターミナル整備・運営事業に初参画となる民間事業者の後押しとなる。</p> <p>② 双日及び JATCO が出資を行う。</p> <p>③ J-SPC には機構より役員を派遣する。JATCO の空港運営ノウハウを活用し、日本流の効率的かつサービスの高い空港運営を目指す。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① J-SPC には機構より役員を派遣。機構が事業参画し、適切なモニタリングを通じて、事業を効率的・効果的かつ着実に実施する。</p> <p>② 参画にあたり客観的な需要予測・財務デューデリジエンス等を実施。取締役派遣を通じた経営支援や、タリフ改定交渉支援により、長期的な収益確保を見込む。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間協定書において撤退に関する取り決めを行う予定。</p>
(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。

⑤ ミャンマー・ティラワ港多目的ターミナル運営事業

項目	実績
支援対象事業者	(1) 住友商事、豊田通商及び JOIN により設立する J-SPC (2) Thilawa Multipurpose International Terminal Company Limited (J-SPC が出資する現地事業会社)
認可日	平成 31 年 1 月 29 日
支援内容	出資額：約 2 億円
事業概要	ミャンマー・ヤンゴン市の中心部から南東へ約 20 キロ離れたティラワ港でコンテナ貨物の取扱を主とする多目的港湾ターミナルの管理・運営をコンセッション契約に基づき行う PPP 事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 本邦港湾運送事業者が持つノウハウを活かした質の高いターミナル運営を実現することに加え、本邦企業の荷役機器、車両、システム等の海外展開促進を図る。</p> <p>② 機構の出資が MIC 許可取得など政府関係機関との交渉の円滑化に寄与し、事業を安定的に実施することが見込まれる。</p> <p>③ 国交省が纏めたインフラシステム海外展開行動計画で定める注視すべき主要なプロジェクトのひとつであり、インフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ コンサル専門業者に依頼し、重大な影響を与える懸念はないことを確認済。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 機構が事業リスクの低減及び量的補完を図ることが、ミャンマーでの港湾ターミナル運営事業に初参画となる本邦企業の後押しとなる。</p> <p>② 上組及び本邦総合商社 2 社が出資を行う。</p> <p>③ J-SPC には機構より取締役を派遣し、当局との折衝支援等を行う。必要に応じて事業運営・保守にかかる技術アドバイザー派遣を検討していく。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① J-SPC から現地事業会社に役員を派遣し、適切な経営体制を確保。定期的な取締役会の開催に加えて、経営情報の提供を受けることで確実な経営体制を確保する。</p> <p>② 急速な経済成長に伴う旺盛な貨物需要によって米ドル建ての安定した収益が見込まれる。ティラワ経済特区との連携により貨物の創貨、集荷を促進し、長期的な収益が見込まれる。</p>

	<p>③ 事業には安定的な収支が見込まれており、事業実施により配当収益等が見込まれるため、資金回収が可能となる蓋然性は高い。</p> <p>④ 株主間協定書において撤退に関する取決めを行う。</p>
(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。

⑥ ミャンマー・ティラワ港バルクターミナル整備・運営事業

項目	実績
支援対象事業者	International Bulk Terminal (Thilawa) Company Limited (IBTT 社：上組、現地企業及び JOIN により設立する現地事業会社)
認可日	平成 31 年 1 月 29 日
支援内容	認可額：約 17 億円
事業概要	ミャンマー・ヤンゴン市の中心部から南東へ約 20 キロ離れたティラワ港で小麦や飼料等の食品関連を中心とするばら積み貨物を取り扱う港湾ターミナルの管理・運営を BOT 契約に基づき行う PPP 事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 本邦港湾運送事業者が持つノウハウを活かした質の高いターミナル運営を実現することに加え、本邦企業の荷役機器、車両などの導入促進を図る。</p> <p>② 機構の出資が政府関係機関との交渉の円滑化に寄与し、事業を安定的に実施することが見込まれる。</p> <p>③ インフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ コンサルに依頼し、重大な影響を与える懸念はないことを確認済。</p>
(2) 民間事業者のインシアチブ	<p>① 機構が事業リスクの低減及び量的補完を図ることが、ミャンマーでのばら積貨物ターミナル運営事業に初参画となる本邦企業の後押しとなる。</p> <p>② 上組及び現地企業が出資を行う。なお予定額の過半はこれら企業により出資済。</p> <p>③ IBTT へ機構より取締役を派遣し、当局との折衝支援等を行う。必要に応じて事業運営・保守にかかる技術アドバイザーの派遣を検討していく。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>

<p>(3) 長期における収益性の確保</p>	<p>① 機構から IBTT に役員を派遣し、適切な経営体制を確保。定期的な取締役会の開催に加えて、経営情報の提供を受けることで確実な経営体制を確保する。</p> <p>② 主要株主の輸入貨物需要によって米ドル建ての安定した収益が見込まれる。ティラワ経済特区との連携により貨物の創貨、集荷を促進し、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 一部は株主ローンとしての資金拠出であり、優先的に回収される。また、事業には適切な収支が見込まれており、事業実施により配当収益等が見込まれるため、出資見合いの資金についても回収が可能となる蓋然性は高い。</p> <p>④ 株主間協定書において撤退に関する取決めを行う。</p>
<p>(4) 他の公的機関との関係</p>	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

⑦ パラオ・パラオ国際空港整備・運営事業

項目	実績
<p>支援対象事業者</p>	<p>(1) JAMP 社 (双日、JATCO 及び JOIN が出資する J-SPC) (2) PIAC 社 (J-SPC が出資する現地事業会社)</p>
<p>認可日</p>	<p>平成 31 年 3 月 19 日</p>
<p>支援内容</p>	<p>認可額：約 2 億円</p>
<p>事業概要</p>	<p>パラオ国際空港におけるターミナルビルの拡張・改修および運営を行う事業。</p>
<p>支援基準との適合性</p>	
<p>(1) 政策的意義</p>	<p>① 機構の参画により、パラオ・大洋州初の PPP 事業に参画する本邦企業を後押し。本邦企業による海外空港運営事業の展開 (ターミナル整備・運営ノウハウ) を支援することで、本邦空港関連事業者の積極的な海外進出の促進を図る。</p> <p>② 機構の参画を通じて、民間投資リスクを軽減。現地政府等との交渉等により、事業の円滑な運営を確保する。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略等に位置付けられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ JICA 社会環境ガイドラインおよびパラオ環境規則に則して環境社会配慮が行われているため、環境社会面について問題はないものと判断。</p>
<p>(2) 民間事業者のインシアチブ</p>	<p>① 本邦企業初のパラオ・大洋州地域における PPP 事業への本格参入を機構出資により後押し。</p>

	<p>機構の参画により、海外での実績が少ない本邦空港運営事業者を支援し、海外での事業展開を促進。</p> <p>② 民間事業者たる双日・JATCO による出資が見込まれる。</p> <p>③ 機構から JAMP へ取締役を派遣。JATCO・双日と連携を図り、空港ターミナル運営のノウハウを導入し、効率的かつサービスの質の高い空港運営を行う。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① JAMP には機構より役員を派遣し、事業の適切なモニタリングを通じて、効率的・効果的な運営を実施する。</p> <p>② 旅客数は JICA-PPFS 予測をベースに、保守的な予測を採用。</p> <p>各種料金の適正価格への見直しをはかる等して、事業期間に亘り安定した収益が見込まれることを確認。</p> <p>③ 適切な収益を確保し、資金回収を図る計画。</p> <p>④ コンセッション契約、株主間契約等で撤退に関する取り決めを行う。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。(本事業は、JICA との連携案件。)</p>

⑧ マレーシア・コールドチェーン物流運営事業

項目	実績
支援対象事業者	Tasco Yusen Gold Gold Sdn Bhd (TYGC : Tasco 及び JOIN により設立する現地事業会社) ※Tasco は郵船ロジスティクスの現地子会社
認可日	平成 31 年 3 月 26 日
支援内容	認可額 : 約 36 億円
事業概要	マレーシアにおけるコールドチェーン物流会社の運営を行う事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 機構の参画により、本邦企業によるマレーシアのコールドチェーン物流事業への参画・運営を後押し。</p> <p>本邦企業の有する知見・グローバルネットワークの活用による ASEAN 地域、中東地域等へのコールドチェーン物流事業の展開促進を支援する。</p> <p>② 機構の支援により、コールドチェーン物流事業の経営基盤強化、国際展開を円滑に実施。</p>

	<p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ 本事業は、環境・社会面で問題が生じる可能性は少ないものと考えられる。</p> <p>事業の進捗に伴い、新規プロジェクト、または追加設備投資等により、配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合は、環境社会配慮確認調査を実施し、適切な緩和策が施されることを確認、以降モニタリングするものとする。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① グローバルネットワークの活用により、マレーシアを起点としたコールドチェーン物流事業の国際展開及び Port Klang におけるハラル食品のコールドチェーン物流拠点整備を図らんとする本邦企業の取り組みを後押しする。</p> <p>② 郵船ロジの経営と実質的に一体として運営される TASCO を通じて資金が供給される。</p> <p>③ 機構から TYGC へ取締役を派遣予定。 取締役会、株主総会を通じて、コールドチェーン物流事業の発展に積極的に関与。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① TYGC に機構より役員を派遣し、事業の適切なモニタリングを通じて、効率的・効果的な運営を実施する。</p> <p>② 所得水準の向上に加え、近代的・衛生的な小売り・外食店舗の増加により、マレーシア及び ASEAN 地域におけるコールドチェーン物流需要の伸長が見込まれる。</p> <p>TYGC が強固な顧客基盤を有すること、厳格なハラル認証を背景にハラル食品の国際展開が見込まれること、コンビニテイルの伸長が見込まれること等から、事業期間に亘り安定した収益が見込まれることを確認。</p> <p>③ 株主間契約において株式譲渡による資金回収の手段を確保予定。</p> <p>④ 株主間契約にて事業撤退に関する取り決めを行う予定。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

⑨ 米国・テキサス高速鉄道事業

項目	実績
----	----

支援対象事業者	Texas Central Partners, LLC (JOIN 等が出資する現地事業会社)
認可日	① 平成 30 年 8 月 31 日 ② 平成 31 年 3 月 26 日
支援内容	① 認可額：約 101 億円 ② 認可額：約 57 億円
事業概要	米国テキサス州ダラスーヒューストン間において、Texas Central Partners, LLC が実施する日本の新幹線システム (N700 系) を基幹技術とする高速旅客鉄道の建設・運営発事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	① JR 東海の先駆的な新幹線システムの導入が進められており、車両・信号機器の輸出のみならず、オペレーションなどの分野で日本企業の参画が見込まれる。 ② 機構の参画により、建設段階における日本企業の受注機会が見込まれる。 ③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。 ④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。
(2) 民間事業者のイニシアチブ	① 機構が開発段階で参画することにより、当該プロジェクトの実現性を高め、建設段階における本邦企業の参入の確実性を担保する。 ② 機構の開発段階での参画に続き、建設段階では、本邦民間企業の出資が見込まれる。 ③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。 ④ 機構の出資比率は、一定の段階を経た上で、本邦民間企業の出資比率を上回らないこととする。
(3) 長期における収益性の確保	① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。 ② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。 ③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。 ④ 株主間契約書内で撤退に関する取り決めを行っている。
(4) 他の公的機関との関係	関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。

⑩ ブラジル・都市鉄道整備・運営事業

項目	実績
支援対象事業者	(1) ガラナアーバンモビリティ株式会社（三井物産、JR西日本及び JOIN により設立される J-SPC） (2) GUMI BRASIL（J-SPC の現地 JV） (3) Supervia Concessionaria de Transporte Ferroviario S. A.（J-SPC が出資する現地事業会社）
認可日	平成 31 年 2 月 27 日
支援内容	認可額：約 43 億円
事業概要	ブラジル連邦共和国（以下「伯国」）における都市鉄道 4 事業（リオ州近郊鉄道 SuperVia（以下「SPV」）、サンパウロ地下鉄 6 号線（以下「SP6」）、リオ LRT、ゴイアニア LRT）を運営する、本邦企業による初の本格的な海外旅客鉄道運営事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① JR 西日本は、鉄道運営のノウハウを活かし、SPV の脱線数の減少等の成果が発現。我が国の鉄道運営に関するノウハウを活用し、安全性・サービスの向上を図る他、我が国の鉄道事業者による海外鉄道運営の実績蓄積をサポートし、今後の海外進出へ横展開を目指す。</p> <p>② SP6 事業では、SP 州等との交渉に参加の経緯あり。機構の参画により、現地法規制の改正時やコンセッション契約延長時等、運営期間を通じ、現地政府との交渉円滑化を期待。</p> <p>③ 本事業への支援は、「インフラシステム輸出戦略」及び「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2018」において言及され、インフラシステム受注目標と調和。政府レベルでも鉄道運営の改善に関与（国交省と現地州政府で MOC を締結）。</p> <p>④ 専門業者のデューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 我が国企業・鉄道事業者による初めての本格的な海外での旅客鉄道事業であり、機構出資によりリスクを低減。両企業は、今後とも本事業参画に強い意欲があり、本事業を引き続き支援することが、海外展開に意欲のある民間事業者の後押しになる</p> <p>② 三井物産及び JR 西日本は取締役会にて決議済みが本事業に出資。</p>

	<p>③ 我が国鉄道会社である JR 西日本と三井物産、機構が連携し、GUMI BRASIL 経営審議会にそれぞれ役員を派遣。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① GUMI 及び GUMI BRASIL 取締役会の開催に加え財務面・技術面の委員会も開催し適切な経営体制を確保。</p> <p>② 現地コンサル LOGIT による客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる見込み。</p> <p>③ 適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p>④ 株主間契約書内で日方株主の EXIT 時タグラロングの規定あり撤退に関する取り決めを行う。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>

⑪ インド・ジャイプル等既設有料道路運営事業

項目	実績
支援対象事業者	<p>(1) JHI (三菱商事、NEXCO 東、JEXWAY 及び JOIN により設立される J-SPC)</p> <p>(2) Cube Highways</p>
認可日	平成 31 年 3 月 26 日
支援内容	認可額：約 30 億円
事業概要	三菱商事株式会社 (以下「三菱商事」、東日本高速道路株式会社 (以下「NEXCO 東」) 及び JOIN が出資するオランダ法人の日本連合 SPG (以下「日本連合 SPG」) がシンガポール法人 ISQ Asia Aggregator Pte. Ltd. 及び国際金融公社より、シンガポール法人 Cube Highways and Infrastructure Pte. Ltd. (以下「Cube Highways」) の株式を取得し、インドにおいて、総延長最大 790.3km の既設有料道路事業を管理・運営する事業。
支援基準との適合性	
(1) 政策的意義	<p>① 本邦企業初のインドにおける有料道路事業への本格参入であり、本邦道路事業者による、インドでの本格的な事業展開につながる。</p> <p>本邦企業が出資参画することにより、ノウハウ・技術移転、これに伴うシステム納入及び本邦道路事業者の継続的な事業の展開が期待できること。同時に、NEXCO 東は、Cube Highways とテクニカル・アドバイザー・サービス契約の</p>

	<p>締結を前提とした MOU を締結予定であり、本邦道路事業者によるアドバイザー業務の海外展開が見込める。</p> <p>JOIN における道路分野での第一号案件であり、他の本邦企業への呼び水効果となり得る。</p> <p>② JOIN の出資により、本邦企業の事業リスクを低減。また JOIN の関与により、カントリーリスクの低減が期待される。</p> <p>③ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</p> <p>④ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</p>
(2) 民間事業者のイニシアチブ	<p>① 本邦企業初のインドにおける道路運営管理事業への本格参入であり、JOIN の出資によりリスクを低減。</p> <p>② 民間事業者たる三菱商事、NEXCO 東及び JEXWAY による出資が見込まれる。</p> <p>③ 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>④ 機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>
(3) 長期における収益性の確保	<p>① 取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p>② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p>③ 日本連合 SPC 合弁契約書において、株式譲渡による資金回収の手段を確保予定。</p> <p>④ 日本連合 SPC 合弁契約書において撤退に関する取り決めを定める予定。</p>
(4) 他の公的機関との関係	<p>関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</p>